

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則  
事業者設定基準届出書

本業支経発第9号

2024年7月30日

経済産業大臣

齋藤 健 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力ミライズ株式会社

代表取締役  
社長執行役員 神谷 泰範

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第2条第2項の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別 紙)

別表第1 3. (2)に規定する基準に代わるものとして設定した基準  
〔別表第1 3. (2) 関係〕

1. 別表第1 3. (2)に規定する基準

3. 2.により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。  
(2) 次に掲げるものを、それぞれ、次の比率により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分することにより整理すること。

|       |              |         | 配 分 基 準 |
|-------|--------------|---------|---------|
| 営業収益  | 電気事業<br>営業収益 | 電気事業雑収益 | 料金収入比   |
| 営業費用  | 電気事業<br>営業費用 | 事業税     | 料金収入比   |
| 営業外収益 | 財務収益         | —       | 料金収入比   |

## 2. 設定した基準

|       |              |         | 配 分 基 準                                                                                                                                                               |
|-------|--------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 営業収益  | 電気事業<br>営業収益 | 電気事業雑収益 | 再エネ特措法交付金に係る事業税相当額は、特定需要・一般需要外部門に整理。<br>電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る補助金は、特定需要に係るものを特定需要部門に、非特定需要に係るものを一般需要部門に整理。<br>電気利用効率化促進対策事業に係る補助金は、一般需要部門に整理。<br>その他の電気事業雑収益は、料金収入比により配分。 |
| 営業費用  | 電気事業<br>営業費用 | 事業税     | 再エネ特措法交付金に係る事業税相当額は、特定需要・一般需要外部門に整理。<br>その他の事業税は、料金収入比により配分。                                                                                                          |
| 営業外収益 | 財務収益         | —       | 附帯事業に係る財務収益は、特定需要・一般需要外部門に整理。電気事業に係る財務収益は、料金収入比により配分。                                                                                                                 |

### 3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

#### < 1 > 電気事業雑収益

別表第1 3. (2)に規定する基準に基づき配分すると、電気事業雑収益は料金収入比により特定需要部門および一般需要部門に配分されることとなるが、電気事業雑収益のうち再エネ特措法交付金に係る事業税相当額は、特定需要・一般需要外部部門の収益に整理することが適切であり、電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る補助金は、特定需要に係るものを特定需要部門に、非特定需要に係るものを一般需要部門に整理することが適切であり、電気利用効率化促進対策事業に係る補助金は、一般需要部門に整理することが適切であるため、〔2. 設定した基準〕に掲げる基準を設定した。

#### < 2 > 事業税

別表第1 3. (2)に規定する基準に基づき配分すると、事業税は料金収入比により特定需要部門および一般需要部門に配分されることとなるが、再エネ特措法交付金に係る事業税相当額は、特定需要・一般需要外部部門の収益に整理することが適切であるため、〔2. 設定した基準〕に掲げる基準を設定した。

#### < 3 > 財務収益

別表第1 3. (2)に規定する基準に基づき配分すると、附帯事業に係る財務収益が特定需要部門および一般需要部門に配分されることとなるが、附帯事業営業収益を別表第1 3. (1)に規定する基準に基づき特定需要・一般需要外部部門に整理することを踏まえると、附帯事業に係る財務収益についても、特定需要・一般需要外部部門の収益に整理することが適切であるため、〔2. 設定した基準〕に掲げる基準を設定した。

別表第1 4に規定する基準に代わるものとして設定した基準  
〔別表第1 4 関係〕

1. 別表第1 4に規定する基準

4. 2. により整理された接続供給託送料に係る額から、3. により整理された接続供給託送料を控除した額のうち、特定需要に係るものを特定需要部門の欄に、非特定需要に係るものを一般需要部門の欄に整理すること。

2. 設定した基準

接続供給託送料に係る額から、3. により整理された接続供給託送料を控除した額のうち、近接性評価割引ならびに揚水発電所におけるポンプアップのための供給のうち揚水ロスに係る費用および調相運転に係る費用については、発受電等量比により、特定需要部門および一般需要部門に配分することにより整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

接続供給託送料のうち、〔2. 設定した基準〕に掲げるものについては、特定需要部門および一般需要部門に係るものを特定することが困難であることから、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な基準として、発受電等量に応じて発生することを踏まえ、〔2. 設定した基準〕に掲げる基準を設定した。

## 別表第3に規定する基準に代わるものとして設定した基準

## 〔別表第1 5. (2) ②関係〕

## 1. 別表第1 5. (2) ②に規定する基準

5. 2. により各欄に整理された額のうち, 3. 及び4. に掲げるもの以外のものを, それぞれ次の方法により, それぞれ, 各部門に配分することにより整理すること。
- (2) 一般管理費 ( (1) により整理されたものを含む。以下この (2) において同じ。 ) を, 次の方法により, 水力発電費, 火力発電費, 原子力発電費, 新エネルギー等発電等費及び販売費 (以下「5部門」という。 ) に配分することにより整理すること。
- ② ①の整理により難い費用を, 別表第3に定める活動帰属基準又は配賦基準により, 営業費用項目ごとに整理すること。

別表第3

|          | 一般管理費                              |                  |
|----------|------------------------------------|------------------|
|          | 活動帰属基準                             | 配 賦 基 準          |
| 損害保険料    | —                                  | 直課された各部門損害保険料比   |
| 諸費       | —                                  | 直課された各部門人員数比     |
| 固定資産税    | 各部門業務用建物床面積比 (建物については, 自己所有物件に限る。) | —                |
| 減価償却費    | 各部門業務用建物床面積比 (建物については, 自己所有物件に限る。) | —                |
| 固定資産除却費  | 同上                                 | —                |
| 電気事業財務費用 | —                                  | 直課された各部門設備別帳簿価額比 |

## 2. 設定した基準

|          |        | 一般管理費        |              |
|----------|--------|--------------|--------------|
|          |        | 活動帰属基準       | 配 賦 基 準      |
| 損害保険料    | —      | —            | 直課された各部門人員数比 |
| 諸費       | 旅費     | 直課された各部門人員数比 | —            |
|          | その他の諸費 | —            | 直課された各部門人員数比 |
| 固定資産税    | —      | 直課された各部門人員数比 | —            |
| 減価償却費    | —      | 直課された各部門人員数比 | —            |
| 固定資産除却費  | —      | 直課された各部門人員数比 | —            |
| 電気事業財務費用 | —      | —            | 直課された各部門人員数比 |

## 3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

別表第3の一般管理費における費用等の項目の配分にあたり、損害保険料、固定資産税、減価償却費、固定資産除却費および電気事業財務費用については、基準に定められた自己所有物件に係る床面積比の算出が困難であること、各部門に帳簿価額が発生しないことに加え、人員数と相関があると考えられることから、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な基準として、「直課された各部門人員数比」を設定した。

諸費のうち旅費については、人員数と相関があると考えられ、客観的かつ合理的な基準を設定できない費用と言い難いことから、「直課された各部門人員数比」を活動帰属基準として設定した。

別表第3に規定する基準に代わるものとして設定した基準  
〔別表第1 5. (3) ②関係〕

1. 別表第1 5. (3) ②に規定する基準

5. 2. により各欄に整理された額のうち、3. 及び4. に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。
- (3) 販売費（(2) により整理されたものを含む。以下この(3)において同じ。）を、次の方法により、給電設備に係る費用（以下「給電費用」という。）、調定及び集金に係る費用（以下「販売需要家費用」という。）並びにその他販売費用（以下「一般販売費用」という。）に配分することにより整理すること。
- ② ①の整理により難い費用を、営業費用項目ごとに、別表第3に定める活動帰属基準又は配賦基準により、給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に配分することにより整理すること。

別表第3

|         | 販売費並びに給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用    |         |
|---------|-------------------------------|---------|
|         | 活動帰属基準                        | 配 賦 基 準 |
| 固定資産税   | 業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。） | —       |
| 減価償却費   | 業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。） | —       |
| 固定資産除却費 | 同上                            | —       |

2. 設定した基準

|         | 販売費並びに給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用 |         |
|---------|----------------------------|---------|
|         | 活動帰属基準                     | 配 賦 基 準 |
| 固定資産税   | 直課された人員数比                  | —       |
| 減価償却費   | 直課された人員数比                  | —       |
| 固定資産除却費 | 直課された人員数比                  | —       |

### 3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

別表第3の販売費における費用等の項目の配分にあたり、固定資産税、減価償却費および固定資産除却費については、基準に定められた自己所有物件に係る床面積比の算出が困難であることに加え、人員数と相関があると考えられることから、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な基準として、「直課された人員数比」を設定した。

別表第1 5 (4) に規定する基準に代わるものとして設定した基準  
〔別表第1 5. (4) 関係〕

1. 別表第1 5. (4) に規定する基準

5. (4) (1) から (3) までにより整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、原子力発電費、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用を合計したもの（以下この(4)、(5)及び(10)において「送配電非関連費用」という。）とに整理すること。

この際、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。）を、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。

## 2. 設定した基準

### < 1 > 他社購入電源費

他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。）のうち、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力に対応した特定抑制依頼に係る他社購入電源費については、一般需要部門に直接整理する。

### < 2 > 他社購入送電費

他社購入送電費（電源線に係る費用に限る。）については、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理する。

### < 3 > 非化石証書購入費

非化石証書購入費については、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案した配分は行わず、送配電非関連費用に直接整理する。

### < 4 > 他社販売電源料①

他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。）のうち、一般送配電事業者への電源Ⅰ' 廠気象対応調整力の供出に係る他社販売電源料については、一般需要部門に直接整理する。

### < 5 > 他社販売電源料②

他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。）に整理するものであって、一般送配電事業者から収受するインバランスリスク料相当額については、発受電等量比により特定需要部門および一般需要部門に直接整理する。

### 3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

#### < 1 > 他社購入電源費

電源Ⅰ' 厳気象対応調整力の供出に係る他社販売電源料は一般需要部門に整理するため、それに対応した特定抑制依頼に係る他社購入電源費も、一般需要部門に整理することが適当であることから、〔2. 設定した基準〕に掲げる基準を設定した。

#### < 2 > 他社購入送電費

他社購入送電費（電源線に係る費用に限る。）については、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生を主な原因を勘案して、配分することにより整理することが適当であることから、〔2. 設定した基準〕に掲げる基準を設定した。・

#### < 3 > 非化石証書購入費

〔2. 設定した基準〕に掲げるものについては、発電原動力の種別および発生を主な原因を勘案して配分することが困難であることから、より適切な整理を行うため、〔2. 設定した基準〕に掲げる基準を設定した。

#### < 4 > 他社販売電源料①

電源Ⅰ' 厳気象対応調整力の供出は、一般需要部門の需要家および当社と需給契約のない需要家に対して締結している契約に基づき実施しており、それに対応した調整力の供出に係る他社販売電源料も、一般需要部門に整理することが適当であることから、〔2. 設定した基準〕に掲げる基準を設定した。

#### < 5 > 他社販売電源料②

他社販売電源料のうち、〔2. 設定した基準〕に掲げるものについては、別表第1 5.（4）に規定する基準に基づき発電原動力の種別および発生を主な原因を勘案して配分すると送配電非関連費用に整理されるが、本質的には再エネ特措法交付金に含まれるインバランスリスク料相当額と同様であり、発受電等量比により特定需要部門および一般需要部門に整理することが適当であることから、〔2. 設定した基準〕に掲げる基準を設定した。

送配電非関連固定費用又は送配電非関連可変費用への配分基準

[別表第1 5. (5) 関係]

1. 別表第1 5. (5) に規定する基準

5. (5) (4) により整理された送配電非関連費用（販売需要家費用及び一般販売費用を除く。以下この(5)において同じ。）を、改正法附則第18条第1項若しくは第20条第1項による特定小売供給約款の認可，改正法附則第18条第3項の規定により同条第1項の認可を受けたとみなされる改正法第1条の規定による改正前の法第19条第1項若しくは第4項による旧供給約款の認可若しくは届出，又は旧法第19条第4項による特定小売供給約款の届出のうち当該事業年度末前の直近のもの（以下「直近の特定小売供給約款の認可等」という。）に当たり，小売料金算定規則第8条又は小売料金算定規則附則第2項の規定により廃止された一般電気事業供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号。以下「旧小売料金算定規則」という。）第8条において使用された基準により，販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用（以下この(5)及び(6)において「送配電非関連固定費用」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用（以下この(5)及び(8)において「送配電非関連可変費用」という。）に配分することにより整理すること。ただし，これにより難いときは，小売料金算定規則第8条に規定された基準により整理すること。

この際，原子力廃止関連仮勘定償却費，他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。），他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。），賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益を，送配電非関連固定費用に配分することにより整理すること。

## 2. 設定した基準

|                                               | 配 分 基 準                                               |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 給料手当                                          | 送配電非関連固定費用に整理。                                        |
| 給料手当振替額（貸方）                                   | 送配電非関連固定費用に整理。                                        |
| 雑給                                            | 送配電非関連固定費用に整理。                                        |
| 消耗品費                                          | 原子力発電費および給電費用は、送配電非関連固定費用と送配電非関連可変費用の割合が一對一となるように整理。  |
| 修繕費                                           | 送配電非関連固定費用に整理。                                        |
| 委託費                                           | 送配電非関連固定費用に整理。                                        |
| 養成費                                           | 送配電非関連固定費用に整理。                                        |
| 諸費                                            | 送配電非関連固定費用に整理。                                        |
| 他社購入電源費<br>（特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。） | 電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費用、電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費用に整理。 |
| 他社購入送電費<br>（電源線に係る費用に限る。）                     | 電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費用、電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費用に整理。 |
| 非化石証書購入費                                      | 送配電非関連可変費用に整理。                                        |
| 建設分担関連費振替額（貸方）                                | 送配電非関連固定費用に整理。                                        |
| 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）                          | 送配電非関連固定費用に整理。                                        |
| 他社販売電源料<br>（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。）         | 電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費用、電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費用に整理。 |
| 電気事業財務費用                                      | 送配電非関連固定費用に整理。                                        |

## 3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

送配電非関連費用について、別表第1 5.（5）の規定により、送配電非関連固定費用又は送配電非関連可変費用に整理することとなっている営業費用等について、事業者設定基準により配分する必要がある。当該営業費用等の内容に応じて整理するための基準として明確にするため、〔2. 設定した基準〕に掲げる基準を設定した。